

ソーシャルワーク学校の国際交流協会

条例

(2014年7月10日、オーストラリア、メルボルンで IASSW 総会によって承認)

記事 I: 名前、ミッション、目的、およびガバナンス体制

第 1 節。名前。 この会社の名前は、ソーシャルワーク学校の国際交流協会になります。
(以下 - 「IASSW」と呼ぶ)

定義：「学校」は包括的で代表的な用語です。大学、短大、部門、学部、学会を指し、そのプログラムはソーシャルワークの専門家の中後教育/訓練の準備を提供し、学位を取り、または彼らの研究が正常に完了したことを意味する卒業証書も提供します。ソーシャルワークは、包括的かつ代表的なタイトルです。

第 2 節。IASSW ビジョンとミッション。

- A. IASSW ビジョン声明: 「社会福祉教育と研究の優秀さ、全世界中奨学金、またより正当で公正な世界の追求」。
- B. 社会福祉の学校の国際交流協会(IASSW)は、ソーシャルワーク教育とソーシャルワーク教育者を支援する組織の世界的なソーシャルワーク教育機関の協会です。その使命は以下のとおりです:
- 1) 国家、地域と国際的協会と協力して、世界中の社会福祉教育を推進する;
 - 2) 社会福祉教育者とプログラムに従事するコミュニティを作成し、維持する;
 - 3) 研究やカリキュラム資源の相互交流への参加を支持と促進する;
 - 4) より正当で公正な世界のための教育戦略と政策を推進する。

第 3 節。ガバナンス体制。 IASSW の機能は、これらの条例及び理事会の政策や方針と手順のマニュアルインチに記載される手順に応じて取締役会によって承認され、メンバー、取締役会、総会、およびそのような他の委員会、また確立される可能性があるタスクフォースを介して行われなければなりません。

記事 II: 主要な営業所

IASSW の主たる事務所は、IASSW 会長と同じ所在地にあるものとします。取締役会は、財務管理、会員管理や取締役会で決定された任意の他の機能のために、1 つまたは 2 つの追加の主たる事業所を指定することができます。

記事 III: メンバーシップ

第1節。メンバーのカテゴリー

法律のメンバーシップは、教育機関（プログラム/学校のメンバー）、個人や組織で構成されなければなりません。メンバーシップは、次のカテゴリーに分類されます。

- A. メンバー。条例に記載された使命・目的に応募する次の団体は、一般的な集会で、または、メールまたは電子投票による投票権を持つメンバーになる資格がなければなりません：
- 1) その準備作業のための専門の社会的および一般的な集会により承認された基準を満たした中等後教育プログラムを提供する学校；
 - 2) ソーシャルワーク教育と訓練への興味を表明する ソーシャルワーク教育者の個人は、IASSW の個々のメンバーになることができます。
- B. アフィリエイトメンバー。ソーシャルワーク教育における興味を表明している組織や機関は、取締役会の裁量で、投票権なしでアフィリエイトメンバーとして IASSW に参加することができます。

第2節。メンバーの職務

すべてのカテゴリーのメンバーは、彼らの能力を最大限に IASSW の利益を守る必要があります。これらの条例と IASSW の決議に基づいて定められた会費や行為を支払います。

第3節。メンバーシップの獲得と終了

- A. 取締役会は、随時会員のすべてのカテゴリーのアプリケーションの研究と処分のための手順を確立しなければなりません。
- B. メンバーになることを求める教育機関や個人は、記事 I. の下でこれらの定款に記載された IASSW のミッションステートメントに準拠することを要求されます。
- C. ソーシャルワーク教育における興味を表明している組織や機関が、取締役会の裁量で、議決権のないアフィリエイトメンバーとして IASSW に参加します。
- D. すべての会費は毎年支払わなければなりません。または取締役会で定めます。
メンバーシップは自動的に会費の不払い時に終了します。このように終了されたカテゴリーのメンバーシップは、会費の支払いで復活することができます。
- E. メンバーは、条例または IASSW のルールの違反または IASSW の最善の利益を害する行為に対して期間で中断することができます。サスペンションは取締役会の会員の 3分の2 の大多数によってしなければなりません。取締役会のすべてのメンバーは、正当構成会議に出席していない場合に電子的にポーリングされます。メンバーは、事件の問題や手続の性質を知らされなければなりません。機会が防御を提供される場合に時間と場所の通知を与えられなければなりません。

F. 会員は法人として IASSW の停止で止まります。

記事 IV. 行政機関、取締役および執行役員

第 1 節。行政機関

IASSW の機能は以下の団体を介して行わなければなりません。

総会; 取締役会; 執行委員; 指名委員会; 取締役会が定めたように、他の委員会。

第 2 節。総会

- A. IASSW の総会は、すべてのメンバーに開放され、一度に隔年開催された取締役会によって決定されるように配置されなければなりません。この会議及び最終的な議題の通知は、遅くとも 90 日以内前の会議のために指定された時間に、すべての投票メンバーに送付されなければなりません。必要な場合、総会の臨時会議は、取締役のビジネス案件は取締役会の決定により招集することができます; 必要に応じて、総会の会議は通信、メールや電子投票によって行うことができます。この特別な会議のお知らせは、遅くとも 40 日以内会議指定された時間前に、すべての投票メンバーに送付されなければなりません。
- B. 団体メンバーは、議長の許可を得て総会で話すことができるが、投票権を持っていません。彼らは、IASSW 委員会に働くことができます。
- C. 総会は以下のレポート、解像度と政策提言の承認、拒否またはメンバーシップへの参照を受けて、レビューと投票します: 1) 社長; 2) 事務局長; 3) 会計係; 4) 取締役会: 前の総会以降の期間に実行されたアクション、IASSW とソーシャルワーク教育に関する政策提言。IASSW とソーシャルワーク教育に関する政策提言; 完成されて投影; されるプログラム活動 5) 指名委員会; 6) 名誉役員のための取締役の指名委員会; 7) 記事 IV. 2. E 下に含まれない事項また少なくとも 24 時間総会が招集前に総会の構成員に書面で配布される決議。
- D. 承認または拒否は多数決 (50% プラス 1) によって決定されなければなりません。
- E. 会は、メンバーが投じる加重投票の 2/3 決定される記事 VIII と IX. D の条件の下で決議する責任があります。

第3節。取締役会

- A. 取締役会は、総会への説明責任を負います、開発のための責任がある IASSW の本体として機能し、IASSW の事務の管理と総会で承認される IASSW の政策の実施もします。
- B. 取締役会は、アセンブリ間の介在期間中の総会を代表する行動の責任を持たなければなりません。
- C. 取締役会のメンバーは、隔年で選出された理事会の半分で、4 年の任期で選出されます。

第4節。取締役会の構成

- A. 取締役会は 8 役員（選出された 3 人の役員および 5 人の地域副会長）、になります。それらの議決権のあるメンバーは以下のとおり：
 - 1) 大規模な会員から選出された 4 人。
 - 2) 各地域協会によって選出された任命された一つのメンバー。
 - 3) 記事 III.1.A で定義されるように、50 以上の加盟校をもつ各地域協会から選出されて任命される一人の追加メンバー。
 - 4) 5 以上の国からの学校（IASSW のメンバー）の各サブ地域協会から指名される一人のメンバー。
 - 5) IASSW の少なくとも 5 つの学校のメンバーを持つ国のすべての学校も含む各国協会から指名される一人のメンバー。
 - 6) IASSW の 50 以上の学校のメンバーと国家の関連が追加される一人のメンバー。
 - 7) 各認識された利益集団によって指名される一つの代表。この興味団体は、取締役会によって認識された性別、言語、プロ向きや他のいくつかの共通の興味に基づいてさまざまな多くな国から IASSW、学校や個人のメンバーを結集します。
- B. 即時の過去の会長は、取締役会およびその執行委員会の職権上他のメンバーとして機能しなければなりません。他の元会長は、理事会の裁量により、取締役会に招待することができます。
- C. 名誉会長は、取締役会およびその執行委員会の非議決権職権メンバーを務めるものとします。

- D. 取締役会は、その裁量で、議決権なくとも、上記のすべての会員資格を満たさない全国の準地域や地域団体、または利益団体の代表をその会議に招待します。また、取締役会は、議決権なしで、その会議に IASSW の仕事に貢献するか、取締役会の審議に関連するいくつかの特別な専門知識を持っていると認められた者を招待することができます。
- E. レジデント会計係は、議決権のないすべての取締役会に招待されます。
- F. 二人以内の IASSW の会員によって選出されたメンバー（役員とメンバー・アット・ラージ）は、同期間中に同じ国からののものであってもよいです。
- G. 理事会のすべてのメンバーは IASSW のメンバー（学校や個人）でなければなりません。
- H. IASSW の役員（会長、幹事、会計）として任命されて選任される人は 8 年連続しません。
- I. 取締役会は、権限を与えなければなりません。
- 1) このような用語と理事会が決定することができるこのような期間に、IASSW の執行役員を任命する；
 - 2) 総会の会議の間の間隔で発生する場合に選出されたメンバーシップ内の任意の欠員を補充し、即時効果を持つメンバーへの通知を与える；
 - 3) IASSW のの本の監査のための規定を作る；
 - 4) IASSW のメンバー間の紛争を仲介する；
 - 5) IASSW 目的を促進するような他の行動を行う。

第 5 節。役員

- A. IASSW の役員は会長、それぞれの領域を代表する 5 副会長、長官と財務担当になります。
- B. 会長、書記と会計係は、総会ですべての投票する資格をもつメンバーにに発送してまたは総会の時に手運ば投票によって、あるいは取締役会によって指定される時間で電子またはハードコピーの投票を通じて選挙によって決定されなければなりません。秘書は、電子的または手運ばの両方の発表した投票のためのカットオフ点を決定して公表しなければなりません役員はそれぞれ、8 年の任期なし 4 年以上連続を提供しています。会長と事務局長は、同総会において選任します。そして会計係は、次の隔年総会において選任します。
- C. 地域会長は、通常、IASSW の地域副社長として指定されます。
- IASSW の会長。地域はできます。しかし、これらの独立して別々の事務所を考慮し、地域のメンバーの投票によって IASSW の地域副会長を選出することができます。

- D. 委員会は、必要に応じて、そのメンバーの中から任命することができます。1) 4年を超えない一定期間のための会計係; 2) 4年を超えない一定期間のための副長官
取締役会は、IASSW の財政が管理されている国から会長財務大臣を任命することができます。常駐会計係はボードと執行委員を務めています、取締役会の裁量で4年間で投票せずに再生可能です。
- E. 会長は IASSW の公式の代表です。彼女または彼は、取締役会および執行委員会の会議を主宰しなければなりません。これらの条例の施行とその事業の方向に IASSW のヘッドとして機能しなければなりません。IASSW 必要な契約や他の楽器の名前で署名して実行しなければなりません。そして、その実施に責任を持たなければなりません。不在または会長の無能の場合、秘書は会長の機能を実行しなければなりません。取締役会は、役員を任命するまで、オフィスの会長任期を完了します。
- F. 5人の副会長は、委任時に会長の機能を実行する権限を与えなければなりません。彼らは、それぞれの領域に IASSW を代表し、必要な場合には、任意およびすべての地域もできます。
- G. 会計係は IASSW の資金に関連し、このような義務を有するものと取締役会が指定できます。そして理事会および総会に年次報告をしなければなりません。会計係は、すべての公式文書のための会長や長官との公式の共同署名権限を持ちます。
- H. 秘書は公式取締役の IASSW の会の記録、総会、IASSW の条例、および定款の手紙に関連する義務を有するものとします。秘書、すべての公式文書のための会長や財務担当との公式の共同署名権限を持ちます。秘書は、選挙の実施に責任を持たなければなりません。秘書は、カテゴリのすべてのメンバーシップを証明するレジストラ責任を負わなければなりません
- I. 会計係は、必要なときに会計係の機能また取締役会で決定することができる他のそのような機能を実行する権限を与えます。
- J. 副長官は、必要なときに会計係の機能また取締役会で決定することができる他のそのような機能を実行する権限を与えます。
- K. 常駐会計係者は会計係や他の役員の請求で、国内の機関の金融アレンジで IASSW を代表し、国内の銀行、資金調達や他の財政の要件の取締役会と一緒に会計係顧問としての役割を果たします。

第6節。執行委員

執行委員会を構成しなければならないのは：1) 会長；2) 副会長；3) 長官；4) 会計係；5) 投票せずに常駐トレジャラー；6) 大型取締役会の4メンバー・アット。

第7節。指名委員会

- A. 各総会では、メンバーは、総会の次の会議まで提供するために、椅子委員会に指定されなければならない7人のメンバーから1人の指名委員会を選出します。
- B. 指名委員会は officership 用とメンバー・アット・大型取締役会のための適格な候補者を考慮しなければなりません。各選挙については、取締役会が定めた手続きで指名委員会は、取締役のその割り当てを埋めるために数において十分な指名をしなければなりません。そして、officerships のためにと次の指名委員会の推薦をしなければなりません。
- C. ノミネートの提案リストの発表に続いて、メンバーはリストに含めるために請願する機会を持たなければなりません。請願者は、指名委員会によって決定された条件と手順を遵守しなければなりません。

記事 V: 執行役員を選任

- A. 取締役会は、執行役員を任命することができます。取締役会の指示の下、執行役員は IASSW の政策を日々の業務を管理し、実施しなければなりません
- B. 執行役員は方針、目的及び IASSW のプログラムに影響を与え、それぞれの機能に関連する事項についての会長、の秘書および会計係に報告しなければなりません。
- C. 専門家と事務所職員の任命、監督および評価は、執行委員会によって確立されたジョブの仕様、資格や雇用の条項に従って執行役員によって行われなければなりません。

記事 VI: ファイナンス

- A. IASSW の活動はを通じて賄われています：会費、補助金、プロジェクトや相談、相続やギフト、出版物の販売、セミナー、ワークショップや会議での登録料。

- B. IASSW の事業年度は、取締役会によって決定されなければなりません。
- C. IASSW の事務を行う必要な支出は、予算で承認されたとして、会長、幹事、会計、または執行役員により作製することができます。
- D. そこには、定期的に、監査人によって IASSW のアカウントの外部監査は、正式に取締役会が任命します。監査の間隔は2年を超えてはなりません。
- E. 取締役会は、総会が承認した方針で少なくとも二年ごと一貫性のある予算を承認しなければなりません。
- F. 準備基金は、確立され、保護されなければなりません。総会は IASSW を溶解するために投票した場合、溶解の費用をカバーするのに必要な量に等しくなるまで、資金が蓄積しなければなりません。

記事 VII: 会議

第 1 節。年次総会

取締役会は、役員、取締役および委員会の及びその他の事業の取引のレポートを受信するために年に一度か二度満たさなければなりません。会長によって署名された会議の通知は、少なくとも 40 日間の会議のために指定された時間の前に郵送されなければなりません。

第 2 節。取締役会の特別会議

特別会議は会長のまたは任意の 3 つの取締役の要請でいつでも呼び出すことができます。臨時会議の通知は、年次総会の場合と同様に与えられるべきです。会議の通知に指定されている以外の事業は、特別な会議で取引されてはなりません。

第 3 節。定足数

次のようにクォーラムをします。

- A.A 取締役会の業務の取引のための定足数はその議決権の過半数（50%プラス 1）で構成されなければなりません。
- B.A 執行委員会の業務トランザクションのための定足数は（50%プラス 1）議決メンバーの大部分です。
- C.A 総会または臨時会議のビジネスの取引のための定足数はそのメンバーの 15%で構成されなければなりません。会員未満の 15%が存在する場合、会員は、総会の閉会の 1 週間以内に達したすべての決定が通知されます。判断は 5%のメンバーによりチャレンジされた場合、メール投票は（電子）の項目に開催されます。会員の三分の二の投票は決定を覆すために必要とされるであろう。

D. そうでなければ、これらの条例で指定されていない限り、単純な大多数は（50%プラス 1）で十分です。

第4節。投票

- A. メンバー（学校と個人）だけは、選挙で条例改訂の提案の権利を有して、取締役会が決定することにも同じです。アフィリエイトメンバーは IASSW の委員会と、彼らが正式に任命されたメンバーとなっているタスクフォースのいずれかに参加で議決権を有していてもよいです。
- B. 加重投票。特に指定のない限り、提供または条例を除き、会員の投票は、加重されなければなりません。
- 1) 学校メンバー -100 %;
 - 2) 個人会員-10%.
- C. 定足数。本人又は代理人によって提示される 15%の総 IASSW 会員が、メンバーの投票が IASSW のメンバーの任意の会議で取られるべきでビジネスの取引のための定足数とします。定足数の存在を決定する際に加重投票が要因であってはなりません。このように、各メンバーがクォーラムの目的のために均等にカウントしなければなりません。
- D. 演技のマナー。メンバーの重み付き投票の過半数の投票は会員の投票に参加した定数が提供されたメンバーのアクションを運ぶしなければなりません。メンバーは、会議でメンバーの指名によって行使代理人による、または個々の理事会メンバーおよびの役員の選挙で会議することなく投票の投票によって会議での人で投票することが許可されています。個々の取締役の選任を除き、会議外の投票は、許可してはなりません。このように、個々の理事会メンバーとの役員の選任を除き、いかなる問題に投票するとき、各メンバーは、プロキシを経由して、会議でメンバーに代わって投票して、他のメンバーの会議で、人に彼または彼女の票を投じるか指定する必要があります。
- E. 議決権行使。任意のメンバーは、彼または彼女の投票をするために別のメンバーを許可することができます。そのような承認は、それぞれのメンバーによって署名され、電子的に発送しなければなりません。適切な文書フォームはの秘書によって提供されません。

記事 VIII: IASSW の解散及び資産の献辞

- A. IASSW の分解は、この目的のために特に招集して唯一の総会で行うことができます。現在の投票メンバーの 2/3 を要求します。
- B. IASSW の資産は永久に記事 I に定める目的に専念しています。IASSW の自発的解散の場合には、同総会はまた、IASSW の資産が割り当てられるものと同ーまたは類似の目的とする組織に決定する必要があります。

記事 IX: 改正

- A. 改正された提案と廃止されたこれらの条例は、取締役会で開始することができます。任意のフルメンバーが理事会に行うことができます。または 25 個のメンバーのパーセントの請願によって開始することができます。このような請願は、総会に 90 日前 IASSW 事務局で受信されなければなりません。
- B. 取締役会はメンバーの 25 パーセントの請願によって開始されたものを除くすべての提案を検討しなければなりません、そして、行動のためのメンバーシップに提出するとその文言修正案に責任を持たなければならないかどうかを判断します。取締役会は、その決意の提案者に通知しなければなりません。その決意は提案者に受け入れられない場合、改正は請願メンバーの 25 パーセントの書かれました会員への投票のために提起されます。
- C. 秘書は、提案に投票する日付の事前の際には少なくとも 60 日後に会員または取締役会から開始条例の変更のために任意の検証提案のメンバーに書面で通知をしなければなりません。
- D. メンバーがキャスト 2/3 加重票よる賛成票は、修正またはこれらの条例を廃止することを要求されます。投票は電子であってもよいです。
- E. 取締役会は、編集上の変更を行うグループ名を変更し、会員の承認なしに会員の権利に影響を与えない他の修正を行うことができます。
- F. 細則の改正は会員に回覧し、総会に報告しなければなりません。

以上